

府中市住生活基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年3月10日

府中市長 小野 申 人

府中市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 住生活基本法（平成18年法律第61号。以下「法」という。）第7条に規定する地方公共団体の責務として、法第15条の全国計画及び法第17条の都道府県計画に即して、市町村計画を策定するため、府中市住生活基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 住生活基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係事業者・団体の代表者
- (3) 地域住民
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から住生活基本計画策定が完了するまでとする。

(会長及び職務)

第5条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報償金)

第7条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は建設部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月10日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。